報告第7号

専決処分について

次の事項について、平成30年7月9日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、 承認を求める。

平成30年9月3日提出

春日市長 井 上 澄 和

樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成30年7月9日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市●●●●●●●●●●

••••••

•••••

2 事故の概要

平成30年4月11日(水)、春日市春日1丁目101番地の相手方店舗の敷地内において、 春日の森特別緑地保全地区の樹木の枝が落下したことにより相手方自動車を損傷し、 相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

350,000円